

兵庫県立大学先端医療工学研究所規程

(設置)

第1条 多様な学術分野と医療が融合した先進的な研究を行うため、先端医療工学研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(業務)

第2条 研究所は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 多様な学術分野と医療が融合した先進的な研究及び教育に関すること。
- (2) 特定の課題に関する共同調査研究に関すること。
- (3) 官公庁及び団体等の依頼に係る調査研究に関すること。
- (4) 地域の企業、医療機関及び試験研究機関等との研究交流に関すること。
- (5) 研究成果の発表及び刊行に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研究所の運営に関すること。

(所長)

第3条 研究所に、研究所長（以下「所長」という。）を置く。

2 所長は、学長の命を受け、研究所の業務を掌理する。

(運営委員会)

第4条 研究所の円滑な運営を行うため、兵庫県立大学教授会規程（平成25年規程第78号）第2条第2項に規定する委員会として、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。